

# 入札説明書

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 脂質・アミノ酸分析装置 1式
- (2) 調達物品の仕様等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年2月6日(金)
- (4) 納入場所 佐賀県工業技術センター
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) (1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書の様式に必要事項を記入の上、令和7年8月21日(木)午後2時までに、アの場所に直接持参して提出すること。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当(新館2階)

電話番号 0952-25-7194

イ 申請書様式の手先

アの部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

佐賀県工業技術センター

郵便番号 849-0932

佐賀市鍋島町八戸溝114

電話番号 0952-30-8161

電子メールアドレス [kougyougijutsusenta@pref.saga.lg.jp](mailto:kougyougijutsusenta@pref.saga.lg.jp)

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年7月29日(火)から9月8日(月)まで佐賀県ホームページに掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する(土曜日及び日曜日を除く。)

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、イの提出期限までに、入札参加資格確認申請書及び入札説明書に規定する書類を(1)の部局に郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

イ 提出期限

令和7年8月26日(火)午後5時(郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。)期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果については、令和4年7月20日(水)までに通知する。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年9月9日(火)午前10時

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

イ 場所

佐賀市鍋島町八戸溝114 佐賀県工業技術センター 研修室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(5) 入札書の提出方法

入札書を(4)のイの場所に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和7年9月8日(月)午前10時までに(1)の部局に必着とする。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項を示す場所

3の(1)の部局に同じ。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。

なお、現金の納付に代えて、規則第104条第1項に規定する担保を供することができる。ただし、規則第103条第3項各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(5) 契約保証金

契約締結の際に、規則第115条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

なお、現金の納付に代えて、規則第116条第1項に規定する担保を供することができる。ただし、規則第115条第3項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のないもの

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 法令又は入札に関する条件に違反した者

(7) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、再度入札を行うこととし、改めて再度入札の方法について通知する。
- エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(8) 入札又は開札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は、延期することもあるので、事前に3の(1)の部局に確認すること。

- (9) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

問い合わせ先

佐賀県工業技術センター 総務課 電話 0952-30-8161